

福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務委託契約書（案）

派遣先 福島県（以下「甲」という。）と派遣元事業主（以下「乙」という。）は、乙の雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき甲に派遣するに当たり、次の条項により派遣業務に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の内容）

第1条 本契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務（以下「派遣業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 派遣期間制限抵触日

令和8年5月1日

(5) 数量

年間派遣時間 3,224時間（1日7時間45分 年間派遣日数416日）

(6) 派遣人員

2名

(7) 派遣単価

派遣単価は、実働時間1人1時間につき 円とする。

(8) 就業場所

福島県庁西庁舎3階（福島県福島市杉妻町2番16号）

(9) 勤務日及び勤務時間等

ア 勤務日

原則として毎週月曜日から金曜日（国民の休日に関する法律に規定する休日及び令和6年12月29日から令和7年1月3日までの日を除く。）とする。ただし、甲は、業務の都合により就業日を変更することができる。

イ 勤務時間等

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

休憩時間 午後0時から午後1時までの1時間とする。

(10) 本業務の該当条項

本派遣業務は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第4条第1項第3号（電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器の操作の業務）に該当する。

(総則)

第2条 甲及び乙は、労働者派遣を行い、又は労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講すべき措置に関する指針及び派遣元が講すべき措置に関する指針を遵守するものとする。

(乙の履行義務等)

第3条 乙は、甲に対して、本契約書及び仕様書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、甲乙協議の上、仕様書が変更された時は、変更された仕様書に従って派遣業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(再派遣等の禁止)

第5条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を、甲に再派遣してはならない。

2 乙は、派遣業務の全部又は一部を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

第6条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項により明示した一般労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条第1項に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者等の通知)

第7条 乙は、本契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条第1項に定める事項を甲に通知しなければならない。

(管理台帳の作成)

第8条 甲は、労働者派遣法第42条第1項に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

2 乙は、労働者派遣法第37条第1項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならぬ。

い。

(就業の確保)

第9条 乙は、甲と協力してこの派遣業務が円滑に遂行できるよう、派遣労働者に対し、適正な管理を行うものとする。

- 2 乙は、労働保険の適用手続を適切に進め、労働保険加入後、派遣を行うものとし、その経費は乙が負担するものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について派遣を行う場合であって、当該派遣開始後速やかに、乙の経費負担において労働保険の加入手続を行う場合は、この限りでない。
- 3 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、派遣業務に支障のない範囲において派遣労働者に有給休暇を与えるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。この場合、原則として甲へ事前に協議するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により派遣労働者が有給休暇を取得する場合又は欠勤等で勤務を行うことができない場合には、乙に対して代替の派遣労働者の派遣を要請することができるものとする。
- 5 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障のない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

(雇用の安定を図るための措置)

第10条 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもつて乙に解除の申し入れを行うこととする。

- 2 甲は、甲の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、中途解約に伴う派遣労働者の休業等により生じた乙の損害を賠償する。

(派遣先責任者・派遣元責任者・指揮命令者の選定)

第11条 甲は、派遣先責任者を自己の雇用する労働者の中から選任しなければならない。

- 2 乙は、派遣元責任者を自己の雇用する労働者の中から選任しなければならない。ただし、派遣元事業主（法人である場合は、その役員）を派遣元責任者とすることを妨げない。
- 3 甲は、自己の事業のために派遣労働者を直接指揮命令及び指導する指揮命令者を自己の雇用する労働者の中から定めなければならない。

(指揮命令等)

第12条 派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

- 2 指揮命令者は、派遣労働者を仕様書に定める業務以外に従事させないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理することができるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を指揮命令及び指導しなければならない。

3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮命令等に従って業務を遂行するとともに、職場秩序及び規律の維持に努めるよう指導教育しなければならない。

(派遣労働者の交替等)

第13条 甲は、派遣労働者が遵守すべき甲の業務処理方法、就業規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本件契約の履行に支障を来すおそれがあると認めたときは、乙にその理由を明示し、派遣労働者への指導及び改善又は派遣労働者の交替等の適切な措置を講じるよう要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、派遣労働者が病気などのやむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、甲に通知して、派遣労働者を交替させることができる。

(苦情の処理)

第14条 甲は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申出があったときは、速やかにその内容を乙に通知し、甲乙協議して迅速かつ適切な処理を行うものとする。

- 2 乙は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申出があったときは、速やかにその内容を甲に通知し、甲乙協議して迅速かつ適切な処理を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、前項により苦情を処理した場合は、その結果を速やかに当該派遣労働者に知らせるものとする。

(安全及び衛生)

第15条 甲及び乙は、労働基準法及び労働安全法（昭和47年法律第57号）等に定める規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生の確保に努めるものとする。

- 2 甲は、作業上の安全衛生に細心の注意を払うものとする。

(業務上の災害等)

第16条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める事業主の責任を負うものとする。

- 2 通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。

(機密保持及び個人情報保護)

第17条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い、又は知り得た機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記「機密保持及び個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、前項の義務を、派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。
- 3 前2項の義務に違反したことにより、甲若しくはその職員又は第三者に損害を与えた

場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(資料等の管理)

第18条 乙は、本契約による派遣業務を処理するために甲が用意した資料、情報、機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ、派遣業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、前項の義務を、派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

(事故等の報告)

第19条 乙が、甲が派遣業務に必要なものとして用意した資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の義務を派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 乙は、第1項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を甲に提出しなければならない。

(調査等)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の実施に関し乙に対して調査若しくは指示を行い、又は報告を求めることができる。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。

2 前項の場合、その他本契約の履行に関して、第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、着手期間を過ぎても、正当な理由なく派遣業務に着手しないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき又はその職務を妨害したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (5) 派遣労働者に次の事項に該当する事項があることにより、派遣業務に支障が生じるとき。
- ア 不正な行為があったとき
 - イ 正当な理由がなく作業が著しく遅延するとき、又は作業に着手しないとき
 - ウ 正当な理由なく甲の指示に従わないとき
 - エ 作業状況に著しく誠意を欠くと認められるとき
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 乙が、契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 業務に関する機密情報及び個人情報について、乙又は派遣労働者による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。
- 2 甲が前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、違約金として派遣単価に前項の規定によりこの契約を解除したときまでの派遣時間を乗じて得た額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が

算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他避けることができない事由による場合は、この限りでない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額（第1条第7号の派遣単価に同条第5号の数量を乗じて得た金額。以下同じ。）又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75条）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225条）の規定により選任された再生債務者等

(解除に伴う措置)

第24条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する派遣料を支払わなければならない。

(契約保証金)

第25条 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第228条第1項の規定により乙は、契約保証金として、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 乙は現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
- 3 乙は財務規則第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。
- 4 甲は、乙が財務規則第229条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(談合による損害賠償)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙

はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第6号の公正取引委員会が指定する行為のうち不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する行為にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあってはその役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においてもなお効力を有する。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならぬ。

（勤務記録書の作成等）

第27条 派遣労働者は、毎勤務日の勤務記録書を作成し、毎勤務終了後にその内容について指揮命令者の確認を受けること。

（業務完了報告及び確認）

第28条 乙は、毎月の派遣業務が完了したときは、派遣業務完了報告書（別紙様式1）に前条に規定する勤務記録書を添付し、遅滞なく甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の派遣業務完了報告書を受理したときは、当該報告を受理した日から起算して10日以内に派遣業務完了の確認を行うものとする。

（派遣料金の請求及び支払）

第29条 派遣料は月払とし、派遣料の計算期間は、月の初日から月の月末までの1月とする。

- 2 乙は、毎月、前条第2項の甲による派遣業務完了の確認を受けた後、第1条第7号に規定する派遣単価に当該月の派遣労働者の実働時間を乗じて得た額に100分の10に相当する消費税及び地方消費税を加算した額（当該派遣料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を甲に請求するものとする。

- 3 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に派遣料を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第30条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に派遣料の全部又は一部を支払うことのできないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し年〇.〇%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り

捨てる。) を支払うものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第31条 乙は、派遣事業の関係書類を派遣事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(名義変更の届出)

第32条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(契約外の事項)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第34条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

別記

機密保持及び個人情報取扱特記事項

(用語の定義)

第1 機密情報とは、「本契約の履行に関して取扱い又は知り得た、甲及び甲の関係先の技術情報、行政の運営上の情報及び業務に関する情報」である。

ただし、次の各号に該当する情報は、機密情報として取り扱わないこととし、機密情報に該当しないこととはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

(1) 既に公知の情報又は乙が知り得た後、乙の責めによらないで公知となった情報

(2) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(3) 機密情報を利用することなく乙が独自に作成した情報

2 個人情報とは、「本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報」であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。

(基本的事項)

第2 乙及び「派遣労働者及び本契約の履行に関する乙の役員又は従業員（以下「派遣労働者等」という。）」は、機密保持及び個人情報保護の重要性を認識し、本契約の履行に関して、甲、甲の職員又は第三者の権利・利益を侵害することのないよう、機密情報及び個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び派遣労働者は、本契約期間中はもとより契約終了後も、知り得た機密情報及び個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙及び派遣労働者は、機密保持及び個人情報保護に関して誓約書を提出しなければならないものとし、「機密保持及び個人情報保護に関する誓約書」（別紙様式2）を派遣業務を開始する前に甲に提出しなければならない。

(派遣労働者への周知等)

第4 乙は、派遣労働者に対して、次の事項を派遣開始前に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

(1) 本契約期間中はもとより契約終了後も、機密情報及び個人情報を不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用してはならないこと

(2) 前号に違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等の関係法令等に基づき処罰される場合があること

(3) その他、本契約書及び仕様書に定める機密保持及び個人情報保護に関して必要な事項

(収集の制限)

第5 乙及び派遣労働者等は、甲の指示又は承認があるときを除き、機密情報及び個人情報を収集してはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙及び派遣労働者等は、甲の指示又は承認があるときを除き、知り得た機密情報及び個人情報を派遣業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第7 乙及び派遣労働者等は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙及び派遣労働者等は、甲の承諾があるときを除き、機密情報又は個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(情報持ち出しの禁止)

第9 乙及び派遣労働者等は、機密情報又は個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに就業場所から持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙及び派遣労働者等は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙及び派遣労働者等は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙及び派遣労働者等は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提

出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第 11 乙及び派遣労働者等は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙及び派遣労働者等は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 12 甲は、乙及び派遣労働者等における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙及び派遣労働者等に対して必要な報告を求めるなど、乙及び派遣労働者等の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙及び派遣労働者等は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 13 甲は、乙及び派遣労働者等が業務に関し取り扱う機密情報及び個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 14 乙又は派遣労働者等の責めに帰すべき事由により、業務に関する機密情報及び個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

別紙様式1（第28条関係）

派 遣 業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

福島県知事

内 堀 雅 雄

住 所

会 社 名

代表者名

令和 年 月の派遣業務を完了しましたので、福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務委託契約書第28条第1項の規定により派遣業務完了報告書を提出します。

| | |
|-------------|--|
| 本件責任者及び担当者名 | |
| 電話番号 | |

別紙様式2（別記 機密保持及び個人情報取扱特記事項関係）

機密保持及び個人情報保護に関する誓約書

令和 年 月 日

福島県知事
内 堀 雅 雄

住 所
会 社 名
代表者名 印

福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務の履行に当たり、機密情報及び個人情報の取扱いについて、下記条項を遵守するとともに、その取扱いについて貴職の指導に従います。

また、当社、当社役員、当社従業員又は当社派遣労働者の責めにより福島県、福島県職員又は第三者に損害を与えた場合は、復旧に全力を尽くすとともに、その損害の全てを賠償します。

なお、本契約業務に従事する者を別紙のとおり報告するとともに、当該従事者が福島県、福島県の職員又は第三者に損害を与えた場合は、派遣元としての責めがある場合、当社が連帯して責任を負うことを誓約します。

記

- 個人情報の保護に関する法律等の関係法令、機密情報及び個人情報取扱特記事項を遵守します。
- 本契約期間中はもとより、契約終了後も、派遣業務の実施に関して取扱い又は知り得た、機密情報及び個人情報を漏らしません。

別紙

従事者名簿兼機密保持及び個人情報保護に関する誓約書

【契約業務に従事する者】

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 印 |
|-----|-----|-----|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

【派遣労働者】

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 印 |
|-----|-----|-----|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

下記のとおり、誓約します。

記

- 1 個人情報の保護に関する法律等の関係法令、機密情報及び個人情報取扱特記事項を遵守します。
- 2 本契約期間中はもとより契約終了後も、派遣業務の実施に関して取扱い又は知り得た、機密情報及び個人情報を漏らしません。